

index

■今月のラインナップ P1~8

- ◎令和5年度 設備投資に関する優遇税制!!
- ◎WBCの優勝賞金、選手が取得する優勝賞金の課税関係
- ◎鉄道料金等のインボイス交付等の対応が判明
- ◎出張利用の法人クレカとインボイス
- ◎免税事業者である相続人の登録申請失念に注意
- ◎CASH RADARご利用のお客様へWEB明細My給与のご案内
- ◎生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する
【固定資産税】の特例措置が新設
- ◎資金繰りについて
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが
今月もお客様のためになる
コラムを連載します。

■今月のお客様紹介 P10

- ◎ミヤシタ住建（株） ◎LATTE souco
- ◎大森敏秀胃腸科クリニック

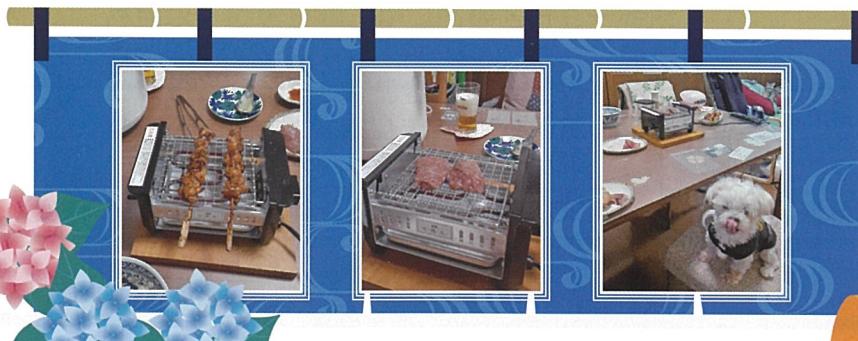


かなた税理士法人 代表社員
中野 隆二

ありましょうか。

ところでこんなお話を存知でしたか。ふるさと納税→いわゆる寄附金→対価性（見返り）ない取引→なのに返礼品あり→何故？？元々寄附金というのは無償の供与、何かを期待して金銭等の支出をするものではないと定義されております。ところがふるさと納税には返礼品が付いています。ふるさと納税は寄附金ではない？いやいや所得税法や地方税法では寄附金控除の対象となる立派な寄附金です。答えはふるさと納税を市町村に行う行為（取引）とその市町村から返礼品を受取る行為（取引）は全く別物（別取引）という解釈らしいです。国税不服審判所という所が見解を出しております。我々がふるさと納税=返礼品と勝手に解釈していたらしいです。短いスペースでの話ですみませんがよく分からぬ方はいつも監査担当者に聞いてください。

ということで今回の写真はふるさと納税の返礼品として頂いた焼き鳥セット、その付録の小型電熱器、これは誠に重宝いたします。食卓テーブルにおいていろんな網焼きが楽しめます。焼き鳥はもちろん、牛肉のヒレステーキ焼き、炙りさつま揚げ、シシャモや蒸しホタテなども温かく美味しく食べられます。



かなたくん

2023
5
May

VOL.14

発行日：令和5年5月1日
(平成22年1月創刊)

かなた税理士法人





監査第一事業部
課長 松橋 伸吉

令和5年度 設備投資に関する優遇税制!!

令和5年の税制改正もありましたが、基本的には過去からの税制の見直し、延長になっているものが多かったようです。
今回は活用しやすいものの優遇税制を注意点なども含めご紹介したいと思います。

1

中小企業投資促進税制

対象者	中小企業者等(資本金1億円以下の法人等)、従業員1000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農林水産業、卸小売業、飲食店業、運送業、不動産業など
対象設備	機械装置、測定及び検査工具、ソフトウェア、貨物自動車など一定のもの
内容	30%特別償却又は7%税額控除

*対象資産から主要事業以外として行っているコインランドリー業のために使用する機械装置で、その管理をおおむね全部を他の者に委託する物が除外されました。その他中古品、貸付用のものなどは対象となりません。

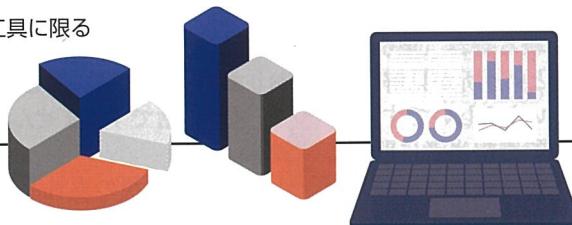
2

中小企業経営強化税制

対象となる設備は上記と一緒にですが、こちらは100%特別償却又は10%税額控除が可能です。この適用を受けるためには、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組みを記載した「経営力向上計画」を主務大臣に提出して、適当である旨の認定を受ける必要があります。この認定は設備を取得する前に受ける必要がありますが、特例で取得後60日以内に受理されれば適用できることとなっています。

投資内容については4つの類型に分かれており、中でも比較的容易に適用になりやすいのは、A類型になっています。

類型	A	B	C	D
生産性向上設備	収益化向上設備	デジタル化設備	経営資源集約化設備	
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかに該当する設備	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(160万円以上) ・工具(30万円以上) ※A類型は測定工具及び検査工具に限る ・器具備品(30万円以上) ・建物付属設備(60万円以上) ・ソフトウェア(70万円以上) 			



3

少額な資産の特例

少額の減価償却資産については、次のような制度、特例がありますが、令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以後に取得等するものから「貸付(主要な事業として行われるものと除く)の用に供した資産」は除外されることになりました。

制度	取得価額	償却方法
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入	10万円未満	全額
一括償却資産の損金算入	20万円未満	3年間均等償却
中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例	30万円未満	全額(年間300万円限度)

他にも様々な優遇税制もありますので、設備投資の前に検討している段階で一度担当者にご相談ください。

WBC優勝賞金とその税金

日本時間3月22日、『2023 WORLD BASEBALL CLASSIC』の決勝戦が行われ、激闘の末、侍ジャパンがアメリカを3対2で下し、7戦全勝で3大会ぶり3度目の優勝を果たしました。

決勝戦の最後を締め胴上げ投手 & 大会MVPとなった大谷翔平選手をはじめ、日本を代表して世界の舞台を戦い抜いた選手たちには、多くの感動を届けてもらいました。

1

WBCの優勝賞金



主催のWORLD BASEBALL CLASSIC INC.より支払われる賞金ですが、日本のベースボール専門メディア「Full-Count」によれば、WBCの賞金は勝てば勝つほど増える方式で、優勝すれば300万ドル（約4億円）の賞金の獲得となり、その賞金額が選手と各チームの連盟に半分に分けられることになるため、選手ひとり当たりの賞金は約675万円となるようです。

2

選手が取得する優勝賞金の課税関係



選手が取得する優勝賞金は『雑所得』に該当すると考えられます。

これは、WORLD BASEBALL CLASSIC INC.が主催する野球の世界大会に出場し、優勝という成績を収めた結果の賞金となるため、WORLD BASEBALL CLASSIC INC.に対する役務の対価又はその役務に付随して取得するものと認められるためです。この場合、所得が高いであろう選手たちは賞金の半分は所得税で納める必要がありますので、手元に残るのは350万円弱…。

※一時所得は、一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、

労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得とされるため非該当

参考、国税庁/質疑応答事例/所得税/マラソン大会の賞金・報奨金の課税関係

1億円プレイヤーが勢ぞろいする中で、その月給以下の賞金額、かつ所得区分も一時所得の1/2課税のメリットが受けられない雑所得となると、もっと賞金額が高くて良いのは??と感じてしまいます。（編集部の感想）





鉄道料金等のインボイス交付等の対応が判明

ポイント

- 新幹線のWeb予約は電子インボイスを交付
- 3万円以上か否かにかかわらず原則インボイスを交付



令和5年10月1日の施行まであと半年を切ったインボイス制度。

原則、仕入税額控除を適用するには、取引先から交付を受けたインボイスの保存が必要です。

どのような書類がインボイスとして交付され保存するのかが重要となります。

今回は、東日本旅客鉄道株式会社(JR東日本)への取材に基づき、新幹線等を含む鉄道料金等に係るインボイス交付等の対応をお伝えします。

乗車券・特急券の購入 領収書をインボイスとして交付



鉄道会社側としては、乗車券や特急券が3万円未満であれば「公共交通機関特例」によりインボイスの交付義務は免除されますが、3万円の判定は、1回の取引金額(例えば、券を4枚まとめて購入したら4枚の合計金額)で判定することなどから、駅のオペレーションを考慮し、自動券売機・指定席券売機で購入する乗車券や特急券は、券面金額にかかわらず、その自動券売機・指定席券売機や有人窓口(改札・みどりの窓口)において、利用者の求めに応じて簡易インボイスの要件を満たす領収書を交付するそうです。ICカードのSuicaによる乗車利用は、金額が3万円未満となるため(Suicaのチャージ上限額は2万円)、基本的に簡易インボイスの交付は行わないようです。

また、JR東日本では、新幹線の席をインターネットで予約できる「えきねっと」があります。予約後に駅で券を取得するか、チケットレスでも乗車できますが、いずれの場合も昨年11月より、券面金額にかかわらず、「えきねっと」ログイン後の「マイページ」から領収書データを“電子簡易インボイス”として交付しているそうです。

乗車券・特急券・定期券の払戻し 返還インボイス等を交付



利用開始後に定期券等の払戻しが行われる場合は、売上に係る対価の返還等として有人窓口(みどりの窓口)で返還インボイスを交付します。

一方、利用開始前の乗車券や特急券、定期券の払戻しは、売上に係る対価の返還等に該当しないため、基本的に返還インボイスは交付されません。ただし、利用者が払戻しの証明として返還インボイスを求めた場合や払戻手数料に関するインボイスの交付には対応するようです。

【参考】鉄道料金等のインボイスの受領方法等

種類	購入方法等	インボイス(簡易)の受領方法
乗車券・特急券	自動券売機・指定席券売機	自動券売機・指定席券売機で受領
	新幹線のWeb予約サービス ①えきねっと ②エクスプレス予約・スマートEX ③e5489(いいごよやく)	各ウェブサイトでダウンロード
	Suica利用	原則交付なし
定期券	自動券売機・指定席券売機	自動券売機・指定席券売機で受領
	モバイルSuica	ウェブサイトでダウンロード
Suicaチャージ	不課税取引のため交付なし	
入場券	自動券売機	自動券売機で受領
	Suica利用	有人窓口(改札・みどりの窓口)で受領
手回り品切符	有人窓口(改札)販売	有人窓口(改札)で受領
払戻し	利用開始後の定期券等	有人窓口(みどりの窓口)で返還インボイスを受領
	利用開始前の乗車券や特急券、定期券	有人窓口(みどりの窓口)で払戻手数料に関するインボイス等を受領





出張利用の法人クレカとインボイス



消費税のインボイス制度では、会社が従業員に支給する新幹線代等の“出張旅費”を対象に、一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用できる「出張旅費特例」があります。しかし、従業員が会社の銀行口座から引落しがされる「法人クレジットカード」(法人カード)で出張旅費を支払った場合、出張旅費特例は適用できません。

出張旅費特例は「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等」が対象で、あくまで会社が従業員等に対して支給する出張旅費等に適用されます。従業員が「法人カード」で出張等の費用を支払う場合、会社と従業員の間で金銭の授受はされず、会社の銀行口座から費用の引落しがされることになります。そのため、出張旅費特例の対象にならず、決済先から交付されるインボイスの保存が原則必要となるようです。

一方、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる特例には、出張旅費特例以外にも「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」(公共交通機関特例)、「簡易インボイスの記載事項(取引年月日を除く)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引」(回收回場券特例)があります。

例えば、「法人カード」で支払った新幹線等の運賃が1万3,000円であれば、「公共交通機関特例」の対象として帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能です。ただし、同特例の対象となるかは、1回の取引の税込価額が3万円未満か否かで判定するため、1人当たり1万3,000円の運賃をまとめて4人分支払う場合、5万2,000円の取引として対象になりません。

(引用元: 週間税務通信No.3738)



インボイス〈免税事業者である相続人の登録申請失念に注意〉

令和5年10月1日以降にインボイス発行事業者である個人事業者が死亡し、免税事業者である相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合、インボイス発行事業者として事業を継続するには相続開始後4ヶ月以内に登録申請書を提出する必要があります。

※納税義務の判定に改正はありません

例

被相続人

	令和3年 課税売上高	令和4年 課税売上高	令和5年 11月1日死亡 課税売上高	→速やかに【適格請求書発行事業者の死亡届出書】の提出が必要 被相続人の登録は死亡届出書の提出日の翌日又は死亡した日の翌日から4ヶ月後のうち早い日に登録が失効されます
	1,100万円	900万円	600万円	

相続人

	令和3年 課税売上高	令和4年 課税売上高	令和5年 課税売上高	令和6年 課税売上高	令和7年 課税売上高
	700万円	800万円	900万円	1,500万円	1,500万円

相続人の各年度の納税義務の判定

◎令和5年…… 700万円 < 1,000万円 → 納税義務なし

※被相続人が課税事業者のため 被相続人の死亡後11/2~12/31までの期間については納税義務有り

◎令和6年…… 800万円+900万円 > 1,000万円 → 紳税義務有り

◎令和7年…… 600万円+900万円 > 1,000万円 → 紳税義務有り

CASH RADAR ご利用のお客様へ WEB明細 My 給与のご案内



My給与とは

- ・クラウドにデータを保管する給与閲覧システムです。



My給与を導入して頂くと

- ・給与計算を行う方は毎月の給与データを入力する事だけになりますので、今までかかっていた給与明細の印刷、封詰めの時間が短縮できます。
- ・スマホ、パソコンなどモバイル端末でいつでもどこでも閲覧できるようになりますので、紙の保管が不要になり、管理が簡単になります。
- ・過去5年間の給与/賞与の明細、源泉徴収票の保管が出来ます。
- ・メール配信などではないため、誤送信の心配はありません。
- ・導入後もお客様のデータはクラウドにて安全に保管されます。
- ・従来の紙の明細書との併用も出来ますので、これまで通り印刷が可能になります。



料金表

- ・PBSの給与計算をご契約されている方はオプションで「My給与」を導入できます。

ご利用人数	ご利用料金
1名～5名	→ 無料
6名～10名	→ 月額 2,200円
11名～20名	→ 月額 4,400円
21名～30名	→ 月額 8,800円
31名以上	→ 10名ごとに月額 1,100円



使用例

①従業員さん10名の場合(紙とWEB明細の併用)

5名は従来通り紙で欲しい 残り5名はWEB明細を利用したい→料金はかからず無料で使用することが出来ます。

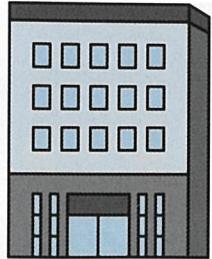
②従業員40名の場合(WEB明細のみ)

30名まで月額8,800円 残りの10名 月額1,100円→合計料金 月額9,900円で利用することが出来ます。



注意点

- ・CASH RADARの給与計算のオプションシステムになりますので、他のソフトと連携は出来ません。
- ・上記料金表は給与計算を導入して頂いているお客様対象になります。
- ・導入して頂いていないお客様は別途給与計算契約が必要です。月額3,080円
- ・導入して頂いているお客様は現在の給与計算月額料金に加算でWEB明細の料金が発生します。



生産性向上や賃上げに資する 中小企業の設備投資に関する 【固定資産税】の特例措置が新設

赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置が新設されました。

概要：

①中小企業者等が、②適用期間内に、市区町村から認定を受けた【先端設備等導入計画】に基づいて、③一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間にわたって1/3に軽減されます。

- ①中小企業者等とは…資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人等
- ②適用期間とは…令和5年4月1日～令和7年3月31日までの期間(2年間)
- ③一定の設備とは…

〈先端設備等の要件〉

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

- 要件：年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

〈対象設備〉

設備の種類	最低価額 〔1台1基又は一の取得価額〕	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

＼check!／



※1 債却資産として課税されるものに限る。

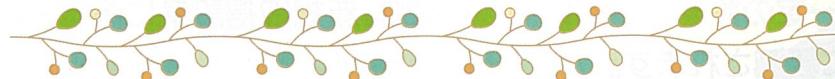
※2 上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象が異なる場合がございますので、ご注意ください。

【先端設備等導入計画】を市区町村から認定を受けるための申請には、事前に【認定支援機関　※弊社も該当】による認定が必要になります。また、先端設備等の取得は当該計画の申請が認定された後に取得することが必須となっておりますので、この制度をご検討の場合は担当者に事前にご相談ください。





資金繰り改善に 取り組んでみませんか？



これから夏にかけ、コロナ融資の元金返済が始まる企業が、
ピークを迎えます。

御社は、資金繰りに不安を感じていませんか？

かなた税理士法人では、経験豊富な金融機関出身者が、
資金繰り相談に応じています。

お気軽にお問合せください。

かなた税理士法人 財務コンサル部 相澤・柳澤



相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるのか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。

専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせて頂きます。

1

相続対策の3本柱で最適なプランを提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら最適なプランをご提案致します。

相続対策の3本柱

分ける

財産分割をスムーズにする

納める

納税をスムーズにする

下げる

相続評価を下げる

所有資産に対する現状分析 (現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

2

会社状況を把握してベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとってベストな事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

後継者問題

会社支配権の問題

会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。

かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせて頂きます!

今月のコラム



かなた税理士法人

自社ビルを建設すると会社が傾く理由

よく自社ビルを建設すると、会社が傾くなどと言われることがあります。この話は、「先人の教え」的な感傷的な話ではなく、実は財務的に見て、理論的な話なのです。会社の業績が向上して、利益も出てくると、もっと大きなフロアや立派な事務所スペースが欲しくなります。その際に家賃を払うのはもったいないので、自社ビルを取得して経費軽減しようと言う投資理由もあるのですが、固定資産税や減価償却等経費負担が軽減できるケースにつながらない例も多く、また、間接部門中心の資産は収益を生むものでもないので結果的に、自社ビルを建てることが収益の増加につながらないケースもよくあります。

一方で、会社の成長に応じて正常な運転資金需要が拡大します。その需要に紐づく増加運転資金と自社ビル取得に伴う設備資金と重なって発生する際には要注意です。事業の収益に対する借入が急増することにより、金融機関から見た時に、収益に対する借入が急増、過大という判断となり、これ以上は融資ができない。つまり、資金不足を引き起こしてしまう、中には、返済負担を軽減するために条件変更（リスク）に陥ってしまうようなケースも見受けられます。

よく黒字倒産などと言われますが、まさに、会社は伸びているのにお金が回ってこない。こんなケースでは自社ビル取得の借入れは時期尚早であったといえるでしょう。

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社
高崎総合コンサルタント

新年度はまず【事業計画作成】

毎年この時期になるとこのコラムで「事業計画を作りましょう」と勧めていますが、これは企業にとって、事業計画を作成することが非常に重要だからです。

まず、事業計画を作成することによって、企業は自分たちのビジョンを明確にすることができます。ビジョンが明確になることで、社内外（社員や取引先といった関係者）に対して企業の方向性や目的が明確になり、組織の統合や協調性の向上につながります。

また、事業計画は企業が新しい市場や業界、新分野に進出する際にも必要です。計画を作成することで、新しい市場や業界での競争優位性を確保するための戦略を立てることができます。また、計画を作成することで、必要な資金調達や人材採用、設備投資など、企業成長に必要なリソースを確保することができます。

さらに、事業計画は企業が自社の業績を監視するための指標としても機能します。計画を作成することで、目標や予算を設定し、実際の業績と比較することができます。この比較によって、企業は自社の業績を評価し、改善点を見つけることができます。所謂PDCAサイクルを回すためにも事業計画が必要になるのです。

（株）高崎総合コンサルタントでは、計画書を作ったことのない経営の方にも安心して作成できるツールとノウハウを提供しております。いつでも遠慮なくご連絡ください。

株式会社 高崎総合コンサルタント 中林 大樹

株式会社
エフピーエス

私たちの使命

保険、どんなイメージをお持ちでしょうか？
一概に保険といっても様々な保険があります。生命保険では死亡保障、医療保障、所得保障、学資保険、年金保険。損害保険では自動車保険、火災保険、傷害保険、賠償責任保険など。

保険はご心配に応じて加入するものです。しかし、月日が経過するにつれてどんな保険に加入していたか、どんな時に保険が使えるのか、あいまいになってしまいませんか？

私たちの使命は、保険金をお届けすることです。実際に保険を使うとき、お客様に保険金をお届けできるよう、全力でのサポートをお約束します。

加入している保険内容を確認し、どんな時に備えて加入したのか、どんな時に保険が使えるのか。あいまいになっているなと思う方、ぜひご相談ください。

ご相談お問い合わせ（フリーダイヤル）

0120-431-413

株式会社 エフピーエス 松村 浩樹

お客様

耳より!! 情報

小さな事からリフォーム・新築住宅まで
住まいの事なら何でもご相談下さい



○各種メーカー取扱い

ユニットバス・システムキッチン・トイレ・洗面台・IH
エコキュート・ボイラー・レンジフード・食洗器・水栓

○塗装工事・外壁工事・屋根工事もおまかせ下さい!

ミヤシタ住建（株）

TEL 027-225-2360

前橋市朝倉町3-48-6

2023年4月21日(金)

前橋市南町に
hairmakeLATTE3店舗目となる

『LATTE souco』
OPEN!!

〒371-0805
群馬県前橋市南町4丁目42-3
TEL027-289-0489



(店舗完成イメージ)

築66年の建物を美容室にリノベーション♪

ホットペッパー4年連続群馬1位の美容室LATTEが新たな命を吹き込みます!
その過程をインスタでぜひご覧ください

待たせない検査・QOLの向上を目指すIBD治療

当院では内視鏡専門家クリニックの利点・機動力を活かして、緊急の場合には当日検査にも対応しています。

胃カメラと大腸カメラを合わせて、年間2000件の検査を施行しており、逆流性食道炎、慢性胃炎、急性胃腸炎、痔、便秘、過敏性腸症候群、大腸ポリープ、炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎、クロhn病）も得意としております。

尿から分かる高精度がんスクリーニング検査miSignal®、導入いたしました

尿検査ができるがん検査なので、時間や体の負担が少ないため非常に効率的な検査です。

がんの種類ごと（肺癌、食道癌、胃癌、大腸癌、肺癌、乳癌、卵巣癌）に発症リスクを調べ、患者さんにあったアドバイスをご提案いたします。

お気軽にお問い合わせください。

地域の皆さまの健康を守ります



大森敏秀胃肠科クリニック
Ohmori Toshihide gastro-intestinal Clinic

048-778-4567

埼玉県上尾市の内視鏡専門クリニック

〒362-0075

埼玉県上尾市柏座2丁目8-2柏葉ビル1F



令和5年度 新入社員への

インタビュー

氏名 橋本 奈実



●所属 監査第二事業部 ●ニックネーム なみ

●入社しようと思った理由、会社を選んだ理由

かなた税理士法人を選んだ理由は、お客様目線に立ち、寄り添つて仕事をしているところに魅力を感じたからです。

●抱負

一日でも早く仕事を覚えて、皆様のお役に立てるように精一杯頑張ります。

●趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方など

趣味は観光です。特に山や海など自然がある所を観光するのが好きです。



氏名 瀬谷 勇作



●所属 監査第二事業部 ●ニックネーム ゆうさく、さくさん、ブラサー

●入社しようと思った理由、会社を選んだ理由

県内最大規模のかなた税理士法人で、多くの職種に携わり、専門的かつ多角的な視点からお客様のお役に立てる会計人になりたいと思い、入社させていただきました。

●抱負

いち早く仕事を覚え、先輩方、お客様のお役に立てるよう精進して参ります。

●趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方など

育児に悪戦苦闘しつつ、時間を見つけて勉学に励んでいます。



委員会メンバーのひとりごと!?



伊勢崎晋平：気付けば1年の1/3が経過してしまいました。2/3が充実したものになるように過ごしたいです。

松橋 伸吉：私、今月誕生日です。男の大厄の足音が聞こえてきました。穏やかに過ごしたいです。

佐藤 俊彦：新入社員の挨拶を聞いて自分の当時を思い出しました。がんばれ！

相良ごとに：今年は花粉症が酷いので、早く少なくなってほしいです。

酒井 啓輔：最近、息子が囮碁を覚えました。日に日に強くなり少々危機感。

今井 晃司：ラジオが好き。と言うのが恥ずかしい感じありますね。

相澤 義宏：寒さが終わりを告げ、夏の到来が待ち遠しい今日この頃です。

かなたくん
vol.14(5月号)

令和5年5月1日 発行

〈発行部数〉

600部

〈製作編集〉

かなたくん委員会

かなた税理士法人グループ

かなた税理士法人 ■本社矢中事務所
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

かなた税理士法人 ■問屋町事務所
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591
URL <https://takahashi.co.jp/>

かなた税理士法人 ■大宮支店
〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆栽町514
押田ビル2F
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

株式会社
高崎総合コンサルタント
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社
エッピーエフ
〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トーワビル中居1階
TEL 027-395-4891 FAX 027-395-4892